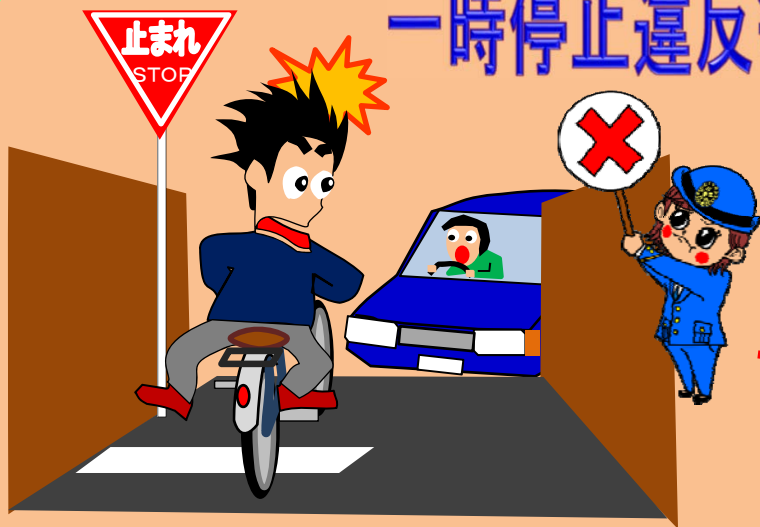


平成27年6月1日から施行

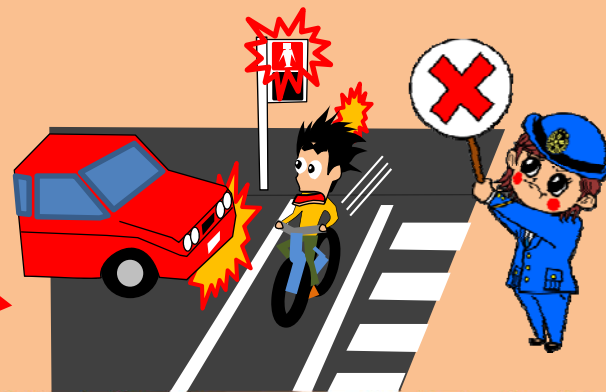
悪質・危険な自転車運転者 に対する講習制度です！

【対象となる事例】

一時停止違反等で交通切符で取締り



3年以内



信号無視等が原因の交通事故

自転車乗用中に信号無視等の危険な行為(14類型)で

3年以内に

違反切符による取締り または 交通事故 を

2回以上繰り返して行った場合

※都内だけの取締り等に限られません。



公安委員会の受講命令



3か月以内の指定された期間内

自転車運転者講習を受講
受講時間3時間
受講手数料6,000円

受講命令に従わなかった場合



5万円以下の罰金

危険行為(14類型)

- ① 信号無視【道交法第7条】
- ② 通行禁止違反【第8条第1項】
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)【第9条】
- ④ 通行区分違反【第17条第1項、第4項又は第6項】
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害【第17条の2第2項】
- ⑥ 遮断踏切立入り【第33条第2項】
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等【第36条】
- ⑧ 交差点優先車妨害等【第37条】
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等【第37条の2】
- ⑩ 指定場所一時不停止等【第43条】
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反【第63条の4第2項】
- ⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転【第63条の9第1項】
- ⑬ 酒酔い運転【第65条第1項】
- ⑭ 安全運転義務違反【第70条】